



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第103号)

配信日 平成27年10月30日

長崎県消費生活センターからの情報です。

ネット申込の宅配クリーニングにご注意！

〈内容〉

去年買ったブランド品のダウンコートをクリックングに出したいと思い、スマートフォンで宅配クリーニングの業者を探した。県外業者だがインターネットで依頼できて、専用の袋にコートを入れて宅配便で送れる業者を見つけた。染み抜きと着用時期までの無料保管も依頼し、料金は口座振り込みで支払った。しかし、戻ったコートを見ると、染みがあった部分に擦り傷ができ、袖口や裾に色むらが出ていた。クリーニング店とは3カ月以上もメールや電話で話し合っているが、クリーニングによるものではないと言って対応しない。(20代、男性)

〈消費者センターからのアドバイス〉

- インターネットで申し込み、衣類の受け渡しは宅配業者が行う宅配クリーニングと呼ばれる形態が全国的に増加しています。好きなときに注文でき、衣類を店舗に運んだり取りに行ったりする手間が省けるので便利ですが、消費者とクリーニング業者が直接対面しないことなどによるトラブルも発生しています。
- クリーニングトラブルでは、インターネット申し込みの場合、一般的なクリーニング事故賠償基準ではなく、業者の独自基準が適用されます。宅配クリーニングを利用する際には契約内容や業者の連絡先、賠償基準の内容などを十分確認しましょう。
- 預ける衣類はリストを作り、染みなど気になる箇所は写真を撮って業者に伝えるとともに、その内容を控えておくことも大切です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)